

西野宣明校注『訂正常陸国風土記』の本文校訂について(上)

橋 本 雅 之

一

天保十年、水戸の国学者である西野宣明は『訂正常陸国風土記』(以下、西野注)を刊行した。この西野注の注釈の特色は、頭注において諸本校合・本文校訂・地理考証・他文献の引用・他説の引用・自説の主張、などをなす点にある。言うまでもなく「常陸国風土記」(以下、当国風土記)の最初の本格的な注釈書であり、当国風土記の研究はこの書に始まるといつても決して過言ではない。しかもこの注釈書は、文化文政期における当国風土記の本文研究を基礎として成立したものと考えることができる。^{注一}近世における当国風土記の注釈的研究の集大成とも言える。近世における注釈の形成を体系的に捉え、それを明らかにすることは当国風土記の注釈史を考える上で、きわめて重要なテーマである。本稿はかかる観点から、文化文政期の研究を視野に入れつつ^{注二}西野注の形成をその注釈方法を中心として論じてゆきたいと思う。

西野注の頭注は、総数で二〇二項目にのぼる。それらの注を内容から分類すると、大きく分けて諸本校合と本文校訂に関する注と、地理的・歴史的注及び本文解釈に関わる注に分けられる。そこに示された論説は、概ね文献学的方法を基盤としており、堅実な考証を多く含む。例えば、地理的・歴史的注や本文解釈に関わる注においては、『日本

書紀』・『万葉集』をはじめとして、古文書・金石文に至るまで三十一種の文献を引用する。また、吉田令世や伴信友など十二名の研究成果を引用する。これらを詳細に検討してゆくことは、西野注の形成を考えその価値を考える上で欠かすことができない。本稿は、その中で諸本校合と本文校訂を取り上げて考察する。そして、今後さらに地理的・歴史的注をはじめとする諸注の考察に進みたい。また、西野注はその成立事情についても考えねばならない問題を含んでおり、これらについても稿を改めて論じてゆきたいと考えている。

さて、諸本校合・本文校訂に関する注は、全部で七十三項目に達する。全頭注の約三分の一に当たり、西野注の中で極めて重要な研究成果の一つであることがわかる。西野注が現在においても価値を持つ大きな理由の一つは、その本文校訂の詳細さのゆえであり、古典全書『常陸国風土記』（久松潜一氏校注）が、西野注を底本としていることを考えてもその重要性が知られよう。しかしながら、これまでの研究においては、この西野注の本文校訂についてその当否を批判的に検討したものは、わずかに飯田瑞穂氏の『茨城県史料 古代編』所収の「常陸国風土記」解題に見られる記述のみである。飯田氏はその中において、次のような注意すべき事を述べられている。「この本（橋本云、西野注）は、凡例によれば八部の『異本』を得て校正したといい、それらの諸本の異同および参考すべき諸書・諸家の説が上欄に標注として示されていて、きわめて周到かつ慎重な用意のもとに行なわれた校訂ということができる。（中略）ところで、標注に指摘されている異同を松下見林本・群書類従本（八本のうち現存するのはこの二本のみ）と較べてみると、松下本に関する標注の指摘三二か所のうち、正しいものはわずかに六か所、類従本については三一か所のうち七か所が誤っている。このことから、はたしてこれら諸本と直接、綿密な校合が行なわれているかどうかは疑問としなければならず、標注の指摘する諸本の異同はあまり信頼できないといわなければなるまい。」^{注三}これは西野注の本文校訂の在り方についての極めて重要な指摘であるにもかかわらず、その後これを発展継承した研究がなされていない。本稿では飯田氏のこの指摘を基本として、おもに頭注の諸本校合・本文校訂の実態およびその形成を、静嘉堂文庫所

蔵の、『訂正常陸国風土記』手稿本（西野宣明自筆稿本、以下、西野自筆稿本と呼ぶ。）を参考にしながら考え、さらに現在の本文校訂に及ぼした影響とその当否についてもみてゆきたい。

二

西野注の本文校訂は、飯田氏が述べておられるように八本の異本校合に基づいている。凡例によるとその八本は次のようになる。

- 甲本↓鹿島神宮所蔵本（以下、甲本もしくは鹿島本と呼ぶ。）
- 乙本↓彰考館所蔵本（以下、乙本もしくは彰考館本と呼ぶ。）
- 丙本↓松下見林校正本（以下、丙本もしくは松下本と呼ぶ。）
- 丁本↓昌平文庫所蔵本（以下、丁本もしくは昌平文庫本と呼ぶ。）
- 戊本↓小寺清先校訂本（以下、戊本もしくは小寺本と呼ぶ。）
- 己本↓塙保己一印行本（以下、己本もしくは群書類従本と呼ぶ。）
- 庚本↓伊勢貞丈所蔵本（以下、庚本もしくは伊勢貞丈本と呼ぶ。）
- 辛本↓荒木田久老比校本（以下、辛本もしくは荒木田本と呼ぶ。）

飯田氏の指摘にもあるように、現存するのは松下本・群書類従本のみである。但し、荒木田本に関しては神宮文庫に天保八年四月十四日の奥書を持つ御巫清直の模写本が現存しており、これによってある程度は荒木田本の姿を知り得るものと思われ、この神宮文庫本をもって荒木田本の異同を確認してゆく。次に、西野自筆稿本について簡単に説明しておく。これについても、飯田氏の調査があるが、^{注四}現在、静嘉堂文庫に所蔵されているこの本の書誌は次のごとくである。縦二七・八糎、横十八・五糎。袋綴。表紙は、黒無地で、外題はない。内題として「常陸國風土記稿本」

とある。三十二丁で、前半十四丁が二次稿本、後半十二丁が一次稿本と認められる。「天保丙申十二月、既望採於華曉松軒南窓。西野宣明識。」の識語を持ち、天保七年の成立であることが分かる。おびただしい書き入れ、付箋があり、書き入れによるとそれらは青山延干や会沢伯民などによる校正と認められ、これらの説の多くが板本頭注として採用されている。また、上記の八本以外の諸本との校合も見られるなど、西野注の形成を考察する上で見逃すことができない。ただ、一次稿本は板本の約三分の一、二次稿本も約二分の一を残すのみであり、残念ながら全文にわたるものでない。そのため、この西野自筆稿本を通して板本の形成の全体について考察することはできないが、概ねその傾向を把握することは可能であると考ええる。従って、以下の考察では、この西野自筆稿本の記述を重視してゆきたいと思う。

さて、頭注における諸本異同を指摘する注を見てゆくと、単なる異同の指摘に止まらず、多くはそのいずれかの写本に基づいて本文を校訂する。ただ、底本について触れることがなく、比較の根拠が不明確である場合が多く、その点に注意しながら検討してゆきたい。

そこでまず初めに、頭注に従い何本によって本文校訂がなされているかを示す。さらに、その校訂結果が現在の主要校訂本である岩波古典大系本と朝日古典全書本において採用されているか否かを確認してみると次のようになる。（ゴチック体の文字が校訂結果の文字。括弧内の丁数は、板本の丁数。矢印以下は依拠した写本。古典大系・古典全書において、ゴチック体の文字を採用している場合は○、不採用の場合は×、として示す。）

- | | | |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 1、衣袖濱国（一ウ・8） | ↓万葉抄・己本（群書類従本） | 古典大系・古典全書 |
| ○ | ○ | |
| 2、原野肥衍（二オ・2） | ↓戊本（小寺清先本）・辛本（荒木田久老本） | ○ |
| ○ | ○ | |

- | | | | |
|-----|---------------|-------------------------|--|
| 21、 | 塞施穴内 (七才・3) | ↓丙本 (松下本) | |
| 20、 | 出遊之時 (七才・2) | ↓甲本 (鹿島神宮本) 乙本 (彰考館本) | |
| 19、 | 大臣族黒坂命 (七才・2) | ↓戊本 (小寺清先本) | |
| 18、 | 阻風俗也 (七才・2) | ↓丙本 (松下本) | |
| 17、 | 常陸下総 (六才・2) | ↓丙本 (松下本) | |
| 16、 | 其味若爛 (六才・1) | ↓乙本 (彰考館本) | |
| 15、 | 伊川乃川恵 (五ウ・6) | ↓意改 | |
| 14、 | 荒禊之類 (五ウ・5) | ↓異同のみを示す | |
| 13、 | 古老曰 (五才・4) | ↓戊本 (小寺清先本) | |
| 12、 | 東筑波郡 (五才・3) | ↓意改 | |
| 11、 | 相携駢闐 (四ウ・3) | ↓意改 | |
| 10、 | 西峰崢嶸 (四才・八) | ↓己本 (群書類従本)・辛本 (荒木田久老本) | |
| 9、 | 歛然譎曰 (四才・3) | ↓丙本 (松下見林本) | |
| 8、 | 今夜雖新 (四才・1) | ↓戊本 (小寺清先本) | |
| 7、 | 誓告曰 (三ウ・6) | ↓己本 (群書類従本) | |
| 6、 | 諸欲寓宿 (三ウ・4) | ↓己本 (群書類従本) | |
| 5、 | 白壁郡 (三才・5) | ↓己本 (群書類従本) | |
| 4、 | 歲逢亢陽 (二才・8) | ↓戊本 (小寺清先本) | |
| 3、 | 蓋疑此地 (二才・7) | ↓意改 | |

×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

- | | | | |
|------------------|----------------------------------|---|---|
| 41、天之鳥琴 (十四才・8) | ↓己本 (群書類従本) | ○ | ○ |
| 42、杵島唱歌 (十四ウ・1) | ↓意改 (橋本云、伴信友説によるか) ^{注五} | ○ | ○ |
| 43、其南名田里 (十五ウ・8) | ↓丁本 (昌平文庫本) | ○ | ○ |
| 44、櫟柞楡剛 (十六才・5) | ↓乙本 (彰考館本) | × | ○ |
| 45、中臣鎌子 (十六ウ・5) | ↓意改 | × | ○ |
| 46、内庭之藩籬 (十九才・1) | ↓異同のみを示す | ○ | ○ |
| 47、瀧流岨泉 (十九才・2) | ↓己本 (群書類従本) | × | × |
| 48、百艸口花 (十九才・4) | ↓意改 (欠字空白を置く) | × | × |
| 49、高松濱 (十九ウ・3) | ↓誤写の可能性の指摘 | ○ | ○ |
| 50、積成高丘 (十九ウ・4) | ↓己本 | ○ | ○ |
| 51、卜率鍛冶 (十九ウ・6) | ↓丁本 (昌平文庫本) | × | ○ |
| 52、伏沓伏神 (二十才・1) | ↓丙本 (松下本) | ○ | ○ |
| 53、沼水流瀧 (二十才・6) | ↓丁本 (昌平文庫本) 戊本 (小寺清先本) | × | × |
| 54、長一十五丈 (二十才・8) | ↓戊本 (小寺清先本) 辛本 (荒木田本) | ○ | ○ |
| 55、自愛心爐 (二十ウ・5) | ↓戊本 (小寺清先本) | × | ○ |
| 56、宇志乎 (二十ウ・8) | ↓丙本。*頭注は「保」とみる。本文と食い違う。 | ○ | ○ |
| 57、便欲相贈 (二十才・2) | ↓己本 (群書類従本) | ○ | ○ |
| 58、携手促膝 (二十才・2) | ↓丙本 (松下本) 丁本 (昌平文庫本) 己本 (群書類従本) | × | ○ |
| 59、度雁之東路 (二十才・6) | ↓意改 | × | ○ |

60、耽語之甘味(二オ・8)	↓己本(群書類従本)	×	○
61、夜之将闌(二ウ・1)	↓丙本(松下本)	×	×
62、爰童子等(二ウ・2)	↓己本(群書類従本)	×	×
63、斯呂唱歌(二オ・1)	↓誤写の可能性の指摘	×	×
64、謂古有大蛇(二オ・3)	↓丙本(松下本) 戊本(小寺清先本)	○	○
65、最前略之(二ウ・1)	↓乙本(彰考館本)	×	○
66、大伴村(五ウ・3)	↓諸本誤写の指摘	○	○
67、二神之峰(五ウ・7)	↓誤写の指摘	×	○
68、強兵利劔(二オ・5)	↓意改	×	○
69、白壘可塗(二オ・8)	↓戊本(小寺清先本)	×	○
70、改名助川(七ウ・5)	↓戊本(小寺清先本)	○	○
71、鮭胆為須介(七ウ・5)	↓丁本(昌平文庫本)	×	○
72、盡得百味焉(二オ・1)	↓丙本(松下本) 己本(群書類従本)	○	○
73、朕與皇后(二オ・2)	↓戊本(小寺清先本) 己本(群書類従本)	×	×

さて、以上の結果をみてゆくと、そこにはやはり興味深い一つの傾向を指摘できる。まず、諸本による校訂結果を、依拠した回数が多い順にみてゆくと、

群書類従本

↓二十例。

小寺清先本

↓十八例。

松下本 ↓十三例。

意改 ↓十例。

昌平文庫本 ↓七例。

風土記の写本以外 ↓四例。

彰考館本 ↓四例。

荒木田本 ↓二例。

鹿島神宮本 ↓一例。

伊勢貞丈本 ↓一例。

となり、また古典大系及び古典全書との比較で見ると、

古典大系 可総数 \parallel 四十一、不可総数 \parallel 三十二、大系のみ可 \parallel 1、大系のみ不可 \parallel 十五。

古典全書 可総数 \parallel 五十五、不可総数 \parallel 十八、全書のみ可 \parallel 十五、全書のみ不可 \parallel 1。

古典大系・古典全書ともに可 \parallel 四十。

古典大系・古典全書ともに不可 \parallel 十七。

となる。西野注の本文校訂の多くが校合に利用した諸本に基づいている。また、現在の注釈書においても古典大系・古典全書ともに可とする校訂が四十例に達する。反面、両書が不可とする校訂が二十例に及ばないという結果になっている。西野注が当国風土記の本文研究において重要な位置にあることが、これによっても確認できる。しかも、西野注の校訂の多くが先行の写本に基づいていることを踏まえれば、現在の本文研究の基礎は結果的に江戸時代の写本にその多くを依存していることになる。そこで問題になるのは、飯田氏が指摘した西野注の諸本異同の指摘の不確かさである。諸本異同が不正確であるということは、言い換えれば西野注の頭注が信頼性に欠けることを意味する。西

野注の校訂を利用する場合、かかる危険性のあることを十分に注意せねばならない。同時に、西野注の頭注そのものの信頼性やその形成を吟味する必要がある。本稿は、この点を最も重要な課題と考え、次号において西野自筆稿本を利用して検討してゆきたい。

注一、拙稿「近世における『常陸国風土記』注釈の形成」（『相愛国文』第九号、平成八年三月。）

注二、拙稿「伴信友書き入れ本『常陸国風土記』について」（『鈴屋学会報』二二号、昭和六十一年三月。）及び、前掲、注一論文参照。

注三、『茨城県史料 古代編』（茨城県編、昭和四十三年十一月。）

注四、「常陸風土記の諸本について（二）」（『歴史研究』二八、昭和三十四年四月。）

注五、拙稿「常陸国風土記『建借問命』説話の杵島唱曲をめぐって」（『万葉』百二十一号、昭和六十年三月。）